

春日井市産前・産後ヘルパー派遣事業者業務実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、春日井市産前・産後ヘルパー派遣事業実施要綱(令和5年4月1日施行。以下「要綱」という。)に基づき、春日井市産前・産後ヘルパー派遣事業に関する業務(以下「業務」という。)を実施する事業者について、必要な事項を定めるものとする。

(委託事業者)

第2条 市長は、本事業を良好な事業運営ができると認められる事業者であって、次の各号に掲げる要件を満たすものに委託するものとする。

- (1) 家事援助及び育児援助を行う実施体制が確保できること。
- (2) 家事援助又は育児援助に関する研修を実施していること。
- (3) 本市との連携及び調整を行うことができること。

(産前・産後ヘルパーの要件)

第3条 委託事業者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有し、かつ、心身ともに健全であり、家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力を有する者を産前・産後ヘルパー(以下「ヘルパー」という。)として派遣するものとする。

- (1) 保育士
- (2) 幼稚園教諭
- (3) 介護保険法第8条第2項に定める「介護福祉士その他政令で定める者」の資格を有する者
- (4) 愛知県子育て支援員研修修了者
- (5) 公益財団法人全国保育サービス協会ベビーシッター養成研修及び現任研修修了者

(業務内容)

第4条 市内に居住する妊婦及び生後6か月未満(多胎児は3歳未満)の児を養育する保護者(以下「利用者」という。)に対しヘルパーを派遣し、別表1による業務を実施するものとする。

(業務の提供)

第5条 委託事業者は、産前・産後ヘルパー派遣事業登録決定通知書(要綱第2号様式)により通知を受けた利用者から申込みを受け、次のとおり業務を実施するものとする。

- (1) 利用者の事業の利用時間は、妊娠中及び児の生後6か月に達する前日までに、全ての委託事業者の利用時間を合計して50時間を限度とする。ただし、多胎妊婦及び多胎児は、3歳に達する日の前日ま

でに120時間を限度とする。利用時間が限度を超えた場合は本事業の対象外となるため、不明な場合は市に確認すること。

(2) 前号の利用時間は、事業の利用1回当たり1時間を単位として、1日につき4時間を限度とする。ただし、市長が適当と認めるときは、この限りでない。

(3) 事業の利用時間帯は、委託事業者の勤務体制に準ずる。

(4) 業務内容は、利用者が委託事業者に申し込むものとする。

(委託料)

第6条 市は委託事業者に1時間当たり2,500円(消費税及び地方消費税を含む。)を支払うものとする。

2 1回の業務につき1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

(実績報告)

第7条 委託事業者は、毎月10日までに、前月分の事業の実績報告書(様式1)およびヘルパー活動日誌(様式2)を市に提出し、その確認を受けなければならない。

(委託料の支払い)

第8条 委託料は、委託事業者が毎月事業完了後の当該月の翌月10日までに、委託料の支払いを市に請求するものとする。

2 市は、前項の請求があったときは、30日以内に委託事業者に委託料を支払うものとする。

(キャンセル料)

第9条 利用者が申込みをキャンセルした場合、委託事業者は利用者との契約に準じ、キャンセル料を徴収するものとする。

(再委託の禁止)

第10条 委託事業者は、事業の実施について、自ら行うものとし他の者に委託することはできない。

(費用の負担)

第11条 業務の実施に必要な器材、保険及び交通費等については委託事業者の負担とする。

(遵守義務)

第12条 委託事業者は、市の指示に従うとともに要綱を遵守のうえ、業務を実施しなければならない。

(事故の報告)

第13条 委託事業者は、事業の実施に伴い事故が発生し、又はそのおそれのあるときは必要な措置を講ずるとともに、その状況を速やかに市

に報告し市の指示を受けるものとする。

(関係書類の閲覧等)

第14条 市は、委託事業者に対し、当該事業に関する事項について必要と認めるときは、関係書類の閲覧又は検査をすることができるとともに、委託事業者に必要な指示をすることができる。

(個人情報保護)

第15条 委託事業者は、この業務による個人情報の取扱に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

附 則

この要領は、令和5年9月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。